１．会合名	「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング・グループ」（第 24 回）
２．日　時	平成 27 年 10 月２日（金）午後１時 00 分 ～２時 20 分
３．議　案	１．景品類として有価証券を提供する行為について ２．その他
４．主な内容	前回ＷＧにおいて、景品類として有価証券を提供する行為に関して一定のルールを求める意見が大勢であったことを受け、そのルール整備のための検討事項及び景品類の提供に係る取引価額の算定等その他の論点について、配付資料に基づき、事務局から説明を行い、概ね以下のとおり意見交換が行われた。 １．景品類として有価証券を提供する行為について （主な意見等） ・配付資料について補足説明すると、有価証券を景品類として提供してはならないとするのであれば、景表法で認められている景品類の提供を規制することになるので、規約が必要であると思われる。一方、景表法の範囲内で解釈を示すということであれば、あえて規約を作成する必要まではないと考える。（事務局） ・規約というのは広告表示と景品類の提供それぞれにあるようで、規約を備える各業界を見ると、基本的に広告表示についての規約は作成しているようである。広告表示についての規約は作成せず、景品についてのみの規約を作成するのは可能なのか。 ⇒実例があるかは不明だが、理論上は、景品についてのみの規約を作成することはできると理解している。（事務局） ・広告と景品に関する規則あるいは協会員通知について整理すると、日証協では、広告については強制力のある自主規制規則として定めている。景品については、規則としては定めておらず、「広告等の指針」の付録に掲載したり、参考として協会員通知により示しているのみである。ＮＩＳＡ口座開設に伴う景品類の提供については、具体的金額（上限 2,000 円）を示して通知したものがあるが、消費者庁に確認していただいた解釈を通知したものであり、日証協の規則という位置付けではない。（事務局） ・参考資料として、景品類の提供に係る取引価額の算定についても配付している。来年から制度が導入されるジュニアＮＩＳＡ口座開設に先駆けて、各社が景品類の提供キャンペーンを開始する動きがある。各社から景品類の提供金額の算出根拠を伺う中で、景品類の提供の考え方が整理できていなかったり、他社が行う提供価額は自社でも当然に提供できるはずだという誤解が散見される。そのため、この時期に景品類の提供の考え方の整理が必要ではないかと考えた。ついては、各社の意見を伺いたい。（事務局） ・有価証券を景品類として提供する行為について、規約まで作成し、規制することは考えていなかった。法令解釈として、日証協の「広告等に関する指針」に留意点を記載したり、消費者庁への照会の回答を示すなどはできないか。正常な商慣習の考え方等について、消費者庁への照会結果を協会員通知などで明らかにすればいいのではないか。取引価額の考え方については、債券等収益額の算出が難しそうなものもある。 ・景品類の提供の考え方について、規約がある方がよい。ジュニアＮＩＳＡが始まるので、これを機に業界として纏めてもらえればありがたい。銀行業界は規約があるのに対して、証券業界はそれがないため、一律に横並びができない。 ・規約に強制力はあるのか。また、規約を作ることのメリット・デメリットは何か。考え方を示していただくのはいいが、銀行業界の規約と証券業界の規約とで齟齬があると困

	る。 ⇒規約に参加している社に対しては、強制力がある。一方、規約に参加するかどうかは各社の任意である。また、規約を作るメリットは、景品類の提供などの考え方が明確になることであり、デメリットは、規約を作るならば公正取引協議会を設立する必要があるなど、その運営に係るコストが新たに発生するということである。（事務局） ・現段階では、規約を作るという議論は早いのではないか。景品類として有価証券を提供できるかを考えるのが先ではないか。 ・規約を作るという議論を直ちに検討するのは早いのではないか。公正取引協議会の設立、運営というコスト、事務局も日証協とは別に必要となる点を考えても、規約を作るのは難しいのではないか。 ・規約を作ることのメリットが見えない。全証券会社が規約に参加するのかも不明である。景品類の提供の取引価額については、手数料という考え方であれば、投資信託には手数料が存在するため、株式と同様に手数料とすべきではないか。ただし、債券についてどうするかについては考える必要がある。 ・今は景品類の提供の取引価額の算出の考え方について、各社が異なる理解をしている場合もある。まずは、各社の考え方の相違を埋めていくことが必要ではないか。取引価額の議論については、手数料にするということに収束するのではないか。 ・現行の広告等に関する指針の付録に株式等の景品類の提供の禁止に関する規定があり、規約を作る議論の前に、現行の指針との関係等を整理すべきではないか。また、取引価額と課徴金の算出方法が異なるのはアンバランスと思うが、一方、取引価額の算定基準を手数料に全商品一本化すると、例えばMMＦだと殆ど景品類の提供ができなくなる等の不都合も生じると思う。 ⇒今後、取引価額を手数料とすると、ＭＲＦ、MMＦは取引価額が０円となり、提供できる景品の上限は 200 円となる。ただし、その後の取引まで見込んで取引価額を算定すれば、今後も現在同様、200 円を超える景品提供も可能と思われる。しかし、取引価額の考え方を整理することで、提供できる景品類の金額が従前と大きく変わる商品もあり、取引価額の議論では、その点も考慮が必要と考えている。（事務局） ・規約で景品類の提供の考え方について明確にすることが必要となる時期が来たということではないか。考え方が明確化されれば、業務遂行もしやすくなると思う。 ・有価証券の景品類の提供における規制のイメージは、例えば公序良俗に反するものの排除等だと思っている。そのようなものは、独禁法が禁止している不当な制限にはならないのではないか。 ・規約の有無に関わらず、景品類の提供の上限額は各社がそれぞれで算出する以上、結局は他社と横並びになるのではないか。一定の考え方を示していただくのはよい。 ・規約を作るのがベターと考える。 ・規約の作成について検討する際には、規約を作った後のことも考える必要がある。例えば当社では、景品類の提供についてはグローバルポリシーで厳しく定めており、実際のところ規約に参加できないと思う。業界の足並みが揃わない。取引価額については、当社では投信を扱っていないので、あまり影響はない。 ・まずは景品類として有価証券を提供する行為について議論するのが先決である。仮に規約を作るとすると、銀行は銀行業界の規約と証券業界の規約の二重加入となることを懸念している。仮に規約を作る場合には、銀行業界の規約と齟齬が生じないように、慎重に調整いただきたい。 ・景品類として有価証券を提供する行為に関しては、広告等の指針等に留意点を盛り込むなどの対応がよいのではないか。取引価額のアンバランスの解消をまずは考えるべきで

	はないか。ただ、取引価額について手数料を算定基準にすると、景品類が提供しづらくなる。よって、景品規制の適用対象とはならない、キャッシュバックで対応しようという考え方にならざるを得ないという懸念もある。そういったことも含めて議論が必要と考える。 ２．その他 （主な意見等） ・改正景表法は来年５月までに施行になるので、取引価額についての考え方の検討は、この時期がターゲットとなる。議論の順序としては、取引価額についての検討が先だと考えている。景品類として有価証券を提供する行為については、これまでの経緯も踏まえながら検討していく。まずは、取引価額と有価証券の景品類の提供についてＷＧに照会させていただき、年明けには議論の結果を形にしたい。（事務局） ・インターネット上のランキング表示については、10/14 に開催されるインターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会にフィードバックした後、協会員に通知する予定である。（事務局） 以　　上
５．その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
６．本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）